様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 ２０２５年６月１２日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） こうえきざいだんほうじんちほうけいざいそうごうけんきゅうしょ  一般事業主の氏名又は名称　　　　　　　　　 公益財団法人地方経済総合研究所  （ふりがな） かさはら　よしひさ  （法人の場合）代表者の氏名 笠原　慶久  住所　〒860-0012  熊本県熊本市中央区紺屋今町1番23号  法人番号　1330005008335  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「公益財団法人地方経済総合研究所ＤＸ計画」 | | 公表日 | 2025年4月4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 地方経済総合研究所ホームページ  <https://www.reri.or.jp/gaiyo/>  関連資料「公益財団法人地方経済総合研究所ＤＸ計画」  Ｐ．２～３ | | 記載内容抜粋 | * ⅮⅩ計画　「代表者メッセージ」   半導体産業集積と人口減少など激変する社会環境において、地域社会の発展と持続可能な未来の実現を目指し、デジタルトランスフォーメーション（DX）に取組んでいます。DXは単なる技術革新に留まらず、シンクタンクとしてのビジネスモデルの根幹を成す重要な要素と位置付けています。  　情報があふれている現代社会において、私たちは経営理念を、「地域経済社会の知恵袋であり続け、未来への扉を共創する」とし、また、2030年経営ビジョンを、「地域課題を解決し、豊かで持続可能な地域社会を実現するための情報・ソリューションを提供し続ける知恵袋」としています。この経営理念と経営ビジョンの実現のための戦略として、新たな顧客体験と顧客価値の創造、プロセス改革による生産性の向上を展開してまいります。   * 「ⅮⅩで目指す姿」   先端テクノロジーと地域データを駆使し、地域の未来を共創するシンクタンク | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である理事会において承認  ２０２５年３月２７日理事会承認　ⅮⅩ計画 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「公益財団法人地方経済総合研究所ＤＸ計画」 | | 公表日 | 2025年　　4月　　4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 地方経済総合研究所ホームページ  <https://www.reri.or.jp/gaiyo/>  関連資料「公益財団法人地方経済総合研究所ＤＸ計画」  Ｐ．４ | | 記載内容抜粋 | * デジタル戦略   A. 新たな顧客体験と顧客価値の創造  ・デジタルで顧客の体験と価値を創造する。  ・データサイエンスの知識を高め、情報発信のスピード化  を進める。  ・顧客満足・インサイト分析に関するマーケティング力を  強化する。B.プロセス改革による生産性の向上  ・全ての事務処理をデジタル化し、労働生産性を向上する  ・人的資本投資を強化し、デジタルドリブン人材を育成  する  ・働き方改革を推進し、エンゲージメントを高める | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である理事会において承認  ２０２５年４月２６日理事会承認　ⅮⅩ計画 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 地方経済総合研究所ホームページ  <https://www.reri.or.jp/gaiyo/>  関連資料「公益財団法人地方経済総合研究所ＤＸ計画」  Ｐ．５ | | 記載内容抜粋 | * 組織運営体制   ・DX推進委員会設置  　DX計画の策定、進捗状況、個別開発協議、優先順位の決定とリソースの配分、各部の要望集約、継続的な改善の促進  ・サイバーセキュリティ対策の浸透  　サイバーセキュリティに関する研修、研究所内のリスク管理における運用ルールの浸透  ・BCP訓練の定着  　システム関連のインシデント発生を想定した訓練の実施と定着  ・リスク管理PDCAと理事会報告  　システムリスクの定例評価分析と改善、理事会報告   * 人材育成確保   ・全職員のデジタル関連資格取得  　デジタル関連資格取得状況を見える化、半期ごと能力開発計画書へ展開、資格取得支援制度の充実、外部研修活用、オンライン教育費用支援を展開する  ・システム習熟による生産性向上  　業務システムの習熟のための研修コンテンツの充実、研修機会創出、オンライン教育等を支援する  ・IT人材の積極採用  　IT人材を直接雇用・副業活用により内製化を促進する  ・ITパートナーとの連携強化  　KDS等パートナーとの連携を強化し、セキュリティ強化と安定運用を図る |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 地方経済総合研究所ホームページ  <https://www.reri.or.jp/gaiyo/>  関連資料「公益財団法人地方経済総合研究所ＤＸ計画」  Ｐ．５ | | 記載内容抜粋 | * ITシステム環境   ・全デジタルサービスの現状把握  　全デジタルサービスの見える化、老朽化、利用状況の把握  ・戦略的かつ計画的な開発投資  　経営戦略に適合したデジタル投資の実施、効果検証  ・セキュリティ対策強化  　システムの脆弱性に関するリスク評価の定例化と継続的な改善、インシデント発生時の代替手段の確保  ・活用状況の見える化  　ITサービス活用状況を踏まえ、働き方や生産性向上に向けたIT環境整備 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「公益財団法人地方経済総合研究所ＤＸ計画」 | | 公表日 | 2025年　　4月　　4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 地方経済総合研究所ホームページ  <https://www.reri.or.jp/gaiyo/>  関連資料「地方経済総合研究所ＤＸ計画」  Ｐ．６ | | 記載内容抜粋 | 【KPI】２０３０目標  顧客満足度　７０％  HPアクセス数　３０千件/年  SNS/動画/Weekly　年間発信件数　２４０件  事務時間削減　累計　▲２００時間  紙使用枚数削減　８.２５万枚/年　▲５０％  デジタル資格取得件数　１００件  エンゲージメント　７５  総合指標　３.１５ |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２５年　４月　４日 | | 発信方法 | 地方経済総合研究所ホームページ  <https://www.reri.or.jp/gaiyo/>  関連資料「公益財団法人地方経済総合研究所ＤＸ計画」  Ｐ．２ | | 記載内容抜粋 | 私たち公益財団法人地方経済総合研究所は、半導体産業集積と人口減少など激変する社会環境において、地域社会の発展と持続可能な未来の実現を目指し、デジタルトランスフォーメーション（DX）に取組んでいます。DXは単なる技術革新に留まらず、シンクタンクとしてのビジネスモデルの根幹を成す重要な要素と位置付けています。  情報があふれている現代社会において、私たちは経営理念を、「地域経済社会の知恵袋であり続け、未来への扉を共創する」とし、また、2030年経営ビジョンを、「地域課題を解決し、豊かで持続可能な地域社会を実現するための情報・ソリューションを提供し続ける知恵袋」としています。この経営理念と経営ビジョンの実現のための戦略として、新たな顧客体験と顧客価値の創造、プロセス改革による生産性の向上を展開してまいります。  地域に密着し精通したシンクタンクとして、地域のデータを駆使するとともに生の声の分析をおこない、研究者の方々と連携した実証研究を通じて新たな顧客体験と顧客価値を共創してまいります。また、生成AIなどの先端技術を活用し、デジタルドリブンでビジネスモデルを再構築することにより生産性の向上を実現し、激変する地方経済社会の在り方に関する提言を適時適切に発信してまいります。  私たちの取り組みは、地域の皆様からのご支援より成り立っています。今後も皆様と共に、地域の未来を創り上げるために、私たちは挑戦し続けます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　　6月頃　～継続的に実施 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己診断を実施し、IPAの自己診断結果入力サイトに入力。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　10月 | | 実施内容 | SecurityAction制度に基づき二つ星の自己宣言を実施。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。